

佐賀県告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年六月十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

伊万里市山代町城字平谷四〇七五、四〇七六の一、四〇八五の一、四〇九六の一、四一〇九、四一一五、四一一六、四一五〇、四一五三の二、四一六二、四一六六、四一七〇、四一七七、字大吉四一八五、四一九〇の一、四一九四、四二二一、四二二二、四二二九、四二四五、字山之上四二八六の一、四二九二、四二九五、四二九八の二、四二九九の一、四三六六の一、四三六六の三、四三六六の四、四三八六、四三八九、四三九〇、四三九二、四三九四、四三九五

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市山代町城字畦ノ平三三〇八の二、三三三〇の一、三三三三〇の三、

三三三五の一、三三三八、字吉納家三三六一、三三六三、三三六五から三
三六七まで、三三六九から三三七一まで、三三七五、三三七七、三三七九、
三三八〇の一、三三八〇の二、三三八一、三三八八、三三八九、三三九〇
の一、三四二二の二四、三四二二の二五、三四二二の五七、三四四一の一、
三四一四の三、三四一五、三四一七の一、三四一九、三四二一の一、三四
二二の二、三四二五の二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市
町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとす
る。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備
課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。)